

太平洋戦争後八十年 被団協演説を聞いて

昨年十二月に原水爆被害者団体協議会(被団協)が、ノーベル平和賞を受賞しました。平和賞受賞演説の冒頭で被団協代表は「二つの基本要求を掲げて運動を展開してきた」と述べています。一つは原爆被害の国家賠償。二つめは核兵器の廃絶。被爆体験をもとに核廃絶を訴えるのが被団協というのが私の認識でしたので、国家賠償には疑問です。

平和賞受賞演説の一節から発見と新たな知識の獲得があったことで、自分の戦争の捉え方に小さな変化がありそうです。

松代象山地下壕を訪ねて

「法的根拠がないために賠償責任を負わない」に関連して想起されることがあります。文化財保護審議委員の研修で松代大本営地下壕、天皇御座所を見学しました。大本営移転の案は昭和十九年の初め頃に出され、九月に工事命令が下り、土地買収・飯場建設・機材準備などが行われ、十一月に掘削工事が開始されたという記録があります。



松代象山地下壕鳥瞰図

その過程で、国家無答責の法理の存在を知りました。「戦前の大日本帝国憲法下には国家賠償法が存在しなかったから、戦時中に国の行為によって引き起こされた個人の損害について国は賠償責任を負わない」というのです。よって政府は「戦争の被害は国民が受忍しなければならぬ」と主張します。法的根拠がないから責任は問われないということか…。

これほどまでの規模の地下壕を八月十五日迄の九ヶ月の間に建設したことに驚きます。

硬い岩盤との格闘、戦争末期の人手不足や資材不足、食糧難などを考え合わせると、過酷な労働を強いられたことは容易に想像されます。そこに軍の絶対命令「期限厳守」が加わりますから、強制労働(労働者の意思を無視し、権力で強圧してさせる労働)があったことは間違いありません。この建設に携わった労働者には多くの朝鮮人が含まれていたことを確認できました。併せて民族差別に由来する待遇や行為があったことを、かろうじて残されていた工事記録や当事者の証言の記録から確信することができました。敗戦後の軍による公文書類の焼却処分(証拠隠滅作業)によって、正確な事実の把握と確証が得られないのは残念なことです。



朝鮮人犠牲者追悼平和祈念碑

日韓の外交上の問題として徴用工・強制労働があります。政府は「法的(日韓基本条約と日韓請求権協定)に問題は解決済み」の姿勢を一貫させて

います。「強制連行はなかった」との言説が流布されています。松代に居てこれと思うと、割り切れないものの、心にかえるものを感じます。

郷土館の「戦争とくらし」

平成二十二年に発行された「子どもたちに伝えたい『私の昭和20年8月15日』の記録」が手元にあります。国家総動員法によって駆り出された戦場・戦地での事実、内地における銃後の守りの事実が記されている資料として読み返してみると、疑問や驚きの部分が出てきています。

郷土館の特別展示スペースには「戦争とくらし」として戦争に関する資料の展示がなされています。一つ一つ丁寧に眺めてみると疑問や驚きが現れます。



郷土館特別展示「戦争とくらし」

今年の八月、奥三河郷土館では戦後八十年に因む企画展が催される予定です。多くの資料に接することができるこ

の機会に、戦争というものを追求できると良いと思っています。
(設楽町文化財保護審議会委員 後藤 禎光)